

一般国道 294 号真岡市久下田地内の自動車駐車場の管理方法及び管理に係る
費用の負担に関する覚書

真岡市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは一般国道 294 号真岡市久下田地内に築造された道の駅「にのみや」内にある道路法第 2 条第 2 項に規定する道路の付属物たる自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理方法及び管理に係る費用の負担について次のとおり覚書を締結する。

（覚書の対象となる駐車場の位置及び内容）

第 1 条 この覚書の対象となる駐車場の位置及び内容は、別添付図書及び別紙 - 1 「自動車駐車場物件調書」のとおりとする。

（管理区分）

第 2 条 駐車場の管理区分は、別紙 - 2 「自動車駐車場の管理区分」のとおりとする。

2 前項に定めのない施設が追加された場合は、その都度甲乙協議してその管理区分を定めるものとする。

（費用の負担）

第 3 条 駐車場の管理に要する費用は、前条第 1 項に定める管理区分に応じて負担する。

（損害の負担）

第 4 条 駐車場管理に起因して第三者に損害を与えた場合は、第 2 条第 1 項に定める管理区分に照らして当該管理をするものがその処理にあたるものとする。

（覚書の効力）

第 5 条 この覚書は、締結の日から効力を生じ、駐車場を廃止した日に効力を失うものとする。
ただし、真岡市二宮尊徳物産館に係る指定管理期間が終了した場合は、その終了日をもって効力を失うものとする。

（疑義の決定）

第 6 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 栃木県真岡市荒町 5191 番地
真岡市長 中村 和彦

乙 栃木県真岡市〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

別紙 - 1

自動車駐車場物件調書

番 号	名 称	数 量	備 考
1	駐車場	8,251㎡	アスファルト舗装、区画線
2	駐車場	115㎡	インターロッキング舗装（車道用）
3	歩道舗石	1,605㎡	インターロッキング舗装（歩道用）
4	休憩所①（いちごふれあい館）	1棟	96㎡（別図参照）
5	休憩所②（ひばり情報館）	1棟	64㎡（別図参照）
6	休憩所③（さくら交流館）	1棟	48㎡（別図参照）
7	休憩所④（いちご展示温室）	1棟	47㎡（別図参照）
8	休憩所①（いちごふれあい館）設備	1式	
9	休憩所②（ひばり情報館）設備	1式	
10	休憩所③（さくら交流館）設備	1式	
11	休憩所④（いちご展示温室）設備	1式	
12	公衆トイレ（さくらトイレ）	1棟	163㎡（別図参照）
13	給水施設	1式	散水栓及びそれに付随する設備
14	排水施設	1式	側溝
15	電気設備	1式	分電盤及びそれに付随する設備
16	機械設備	1式	受水槽及びそれに付随する設備
17	案内板、解説板	1式	イラストマップ
18	植栽	1,960㎡	
19	駐車場照明	18基	別図参照
20	殺虫機	2基	別図参照
21	太陽光発電設備	1式	蓄電池等を含む。

* 休憩所①～④を総称して「いちご情報館」と呼ぶ。

別紙 - 2

自動車駐車場の管理区分

番 号	施設名	業務内容	甲	乙
1	駐車場	清掃、除雪作業		○
2	歩道舗石	清掃、除雪作業		○
3	休憩所①～③	清掃、安全管理、施開錠及び機械警備操作（解除・開始）		○
4	休憩所④	清掃、安全管理、施開錠		○
		消耗品の購入	○	
5	休憩所①（いちごふれあい館）設備	いちご情報設備の修繕（モニター等電気機器、パネル、展示品、テーブル、イス、タイルカーペット）	○	
		電気料の取引メーター及び小メーターの検針		○
6	休憩所②（ひばり情報館）設備	案内用に設置するイス等の修繕、更新	○	
		自動体外式除細動器（AED）の動作点検		○
7	休憩所③（さくら交流館）設備	給湯器の修繕・更新	○	
8	休憩所④（いちご展示温室）設備	修繕・更新（50万円以下）、井戸水使用に係る調整と経費及び給水管の修繕・更新、二酸化炭素ガス料	○	
		保守管理、いちご栽培の管理、電気料		○
9	公衆トイレ（さくらトイレ）	清掃、安全管理、トイレットペーパー等の交換、自動ドアの保守点検、電気料		○
10	排水施設（側溝）	清掃（側溝の土砂撤去は除く）		○
11	案内板、解説板	清掃		○
12	植栽	清掃、灌水、除草、草花の手入れ		○
13	照明	清掃、点検消灯の確認（目視）		○
14	殺虫機	作動確認（目視）		○
15	電気設備（分電盤）	清掃（設備回り）		○
16	機械設備（受水槽）	清掃（設備回り）		○
17	その他	ごみ袋のゴミの取替え、その他の施設設備の清掃		○
18	太陽光発電設備	設備異常時の連絡		○

* 上記以外の業務は、施設所有者である栃木県が実施するもの。